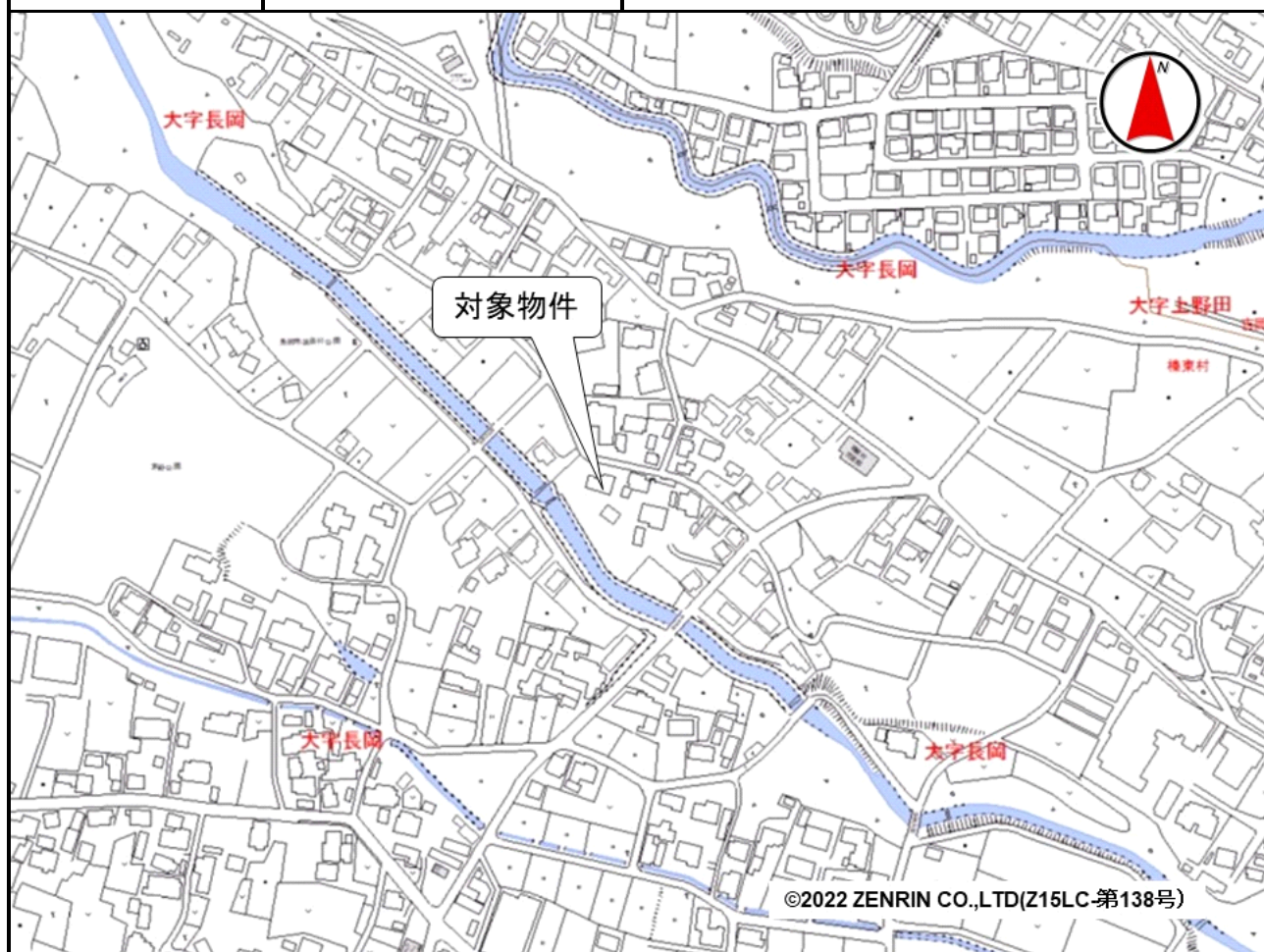


売却区分番号	1 5 8 7 - 1		
見 積 価 額	¥ 9 7 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	¥ 1 0 0 , 0 0 0
財 産 の 表 示	1 所在 群馬県北群馬郡榛東村大字長岡字小林沢 地番 1 3 5 0 番 1 地目 山林 地積 226 平方メートル 2 所在 群馬県北群馬郡榛東村大字長岡字小林沢 地番 1 3 5 2 番 1 地目 宅地 地積 773.23 平方メートル 3 所在 群馬県北群馬郡榛東村大字長岡字小林沢 1 3 5 2 番地 1 家屋番号 1 3 5 2 番 1 種類 居宅 構造 木造セメント瓦葺平家建 床面積 96.14 平方メートル 以上登記簿による表示 4 (対象物件 3 の未登記附属建物) 所在 群馬県北群馬郡榛東村大字長岡字小林沢 1 3 5 2 番地 1 種類 物置 構造 木造鋼板葺平家建 床面積 約 49.5 平方メートル		
間 取 り	—	駐 車 場 の 有 無	—
公 法 上 の 規 制	区域区分が定められていない都市計画区域 用途地域の指定なし 建ぺい率 70% 容積率 400% 群馬県砂防指定地 (対象物件 1) 群馬県景観条例		
接 道 状 況	北側 幅員約 4. 5 メートル 舗装村道 ほぼ等高接面 南東側 幅員約 1. 5 メートル 未舗装村道 当該南東側村道は、建築基準法上の道路に該当しません。また、現況は存在せず、通行の用に供することが困難な状況です。		
地 盤 ・ 地 勢	おおむね平坦		
使 用 状 況 等	対象物件 1 鬱蒼とした竹林となっています。 竹林の伐採には、群馬県の許可が必要です。 対象物件 2 鬱蒼とした竹林となっています。 対象物件 3 及び 4 の敷地として利用されています。 物件所有者が所有する冷蔵庫などの動産が残置されています。		

売却区分番号	1 5 8 7 - 1								
見 積 価 額	¥ 9 7 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	¥ 1 0 0 , 0 0 0						
	対象物件の北側部分に物件所有者の石祠が設置されています。 第三者が隣接地への進入のため車両で通行しています。当該第三者の申立てによると、使用に関して合意がされていますが、契約書の作成及び金銭の授受はありません。 対象物件 3 建築年月日不詳。 未登記の増築部分があります。 現況 1 階 約 9 8 . 8 4 平方メートル（増築部分を含む。） 現在空き家ですが、物件所有者の動産が残置されています。 対象物件 4 対象物件 3 の附属建物ですが、未登記であり、床面積は概測です。 屋根、外壁の一部が剥がれ落ち、著しく損傷しています。								
管 理 状 況 等	下水道受益者負担金の未納額は買受人に承継されます。 未納額 1 4 0 , 0 0 0 円（令和 7 年 1 月 2 0 日現在）。 詳細は榛東村上下水道課にお問い合わせください。								
特 記 事 項	－								
一 括 換 価 に つ い て	対象物件は、国税徴収法第 8 9 条第 3 項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。 なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。 <table><tr><td>対象物件 1（土地）</td><td>2 0 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>対象物件 2（建付地）</td><td>9 3 0 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>対象物件 3 及び 4（建物及び未登記附属建物）</td><td>2 0 , 0 0 0 円</td></tr></table>			対象物件 1（土地）	2 0 , 0 0 0 円	対象物件 2（建付地）	9 3 0 , 0 0 0 円	対象物件 3 及び 4（建物及び未登記附属建物）	2 0 , 0 0 0 円
対象物件 1（土地）	2 0 , 0 0 0 円								
対象物件 2（建付地）	9 3 0 , 0 0 0 円								
対象物件 3 及び 4（建物及び未登記附属建物）	2 0 , 0 0 0 円								
住 居 表 示 等	群馬県北群馬郡榛東村大字長岡 1 3 5 2 番地 1								
最 寄 駅 等	J R（東日本） 上越線 八木原駅 南西方約 3 . 6 キロメートル								
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。								
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。								

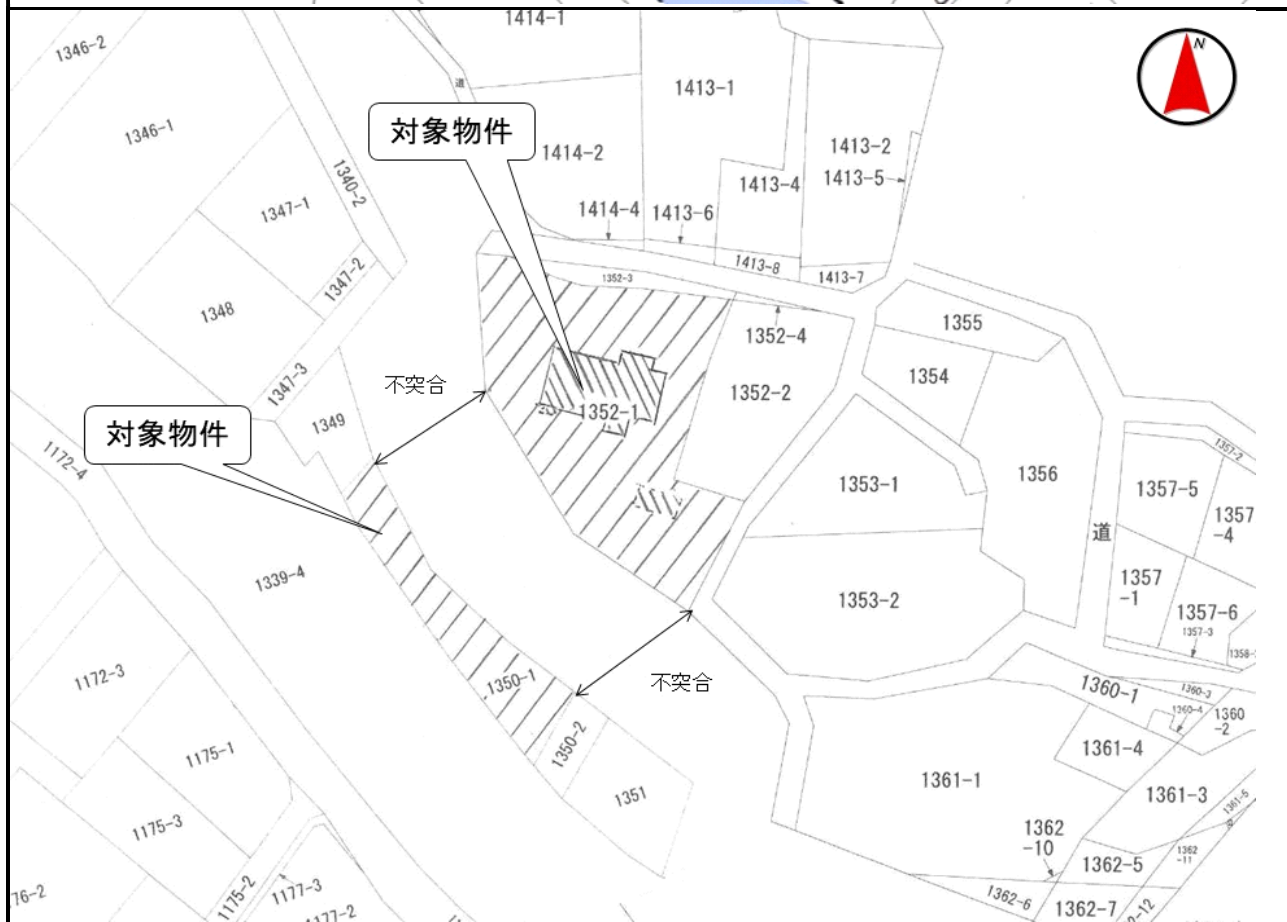
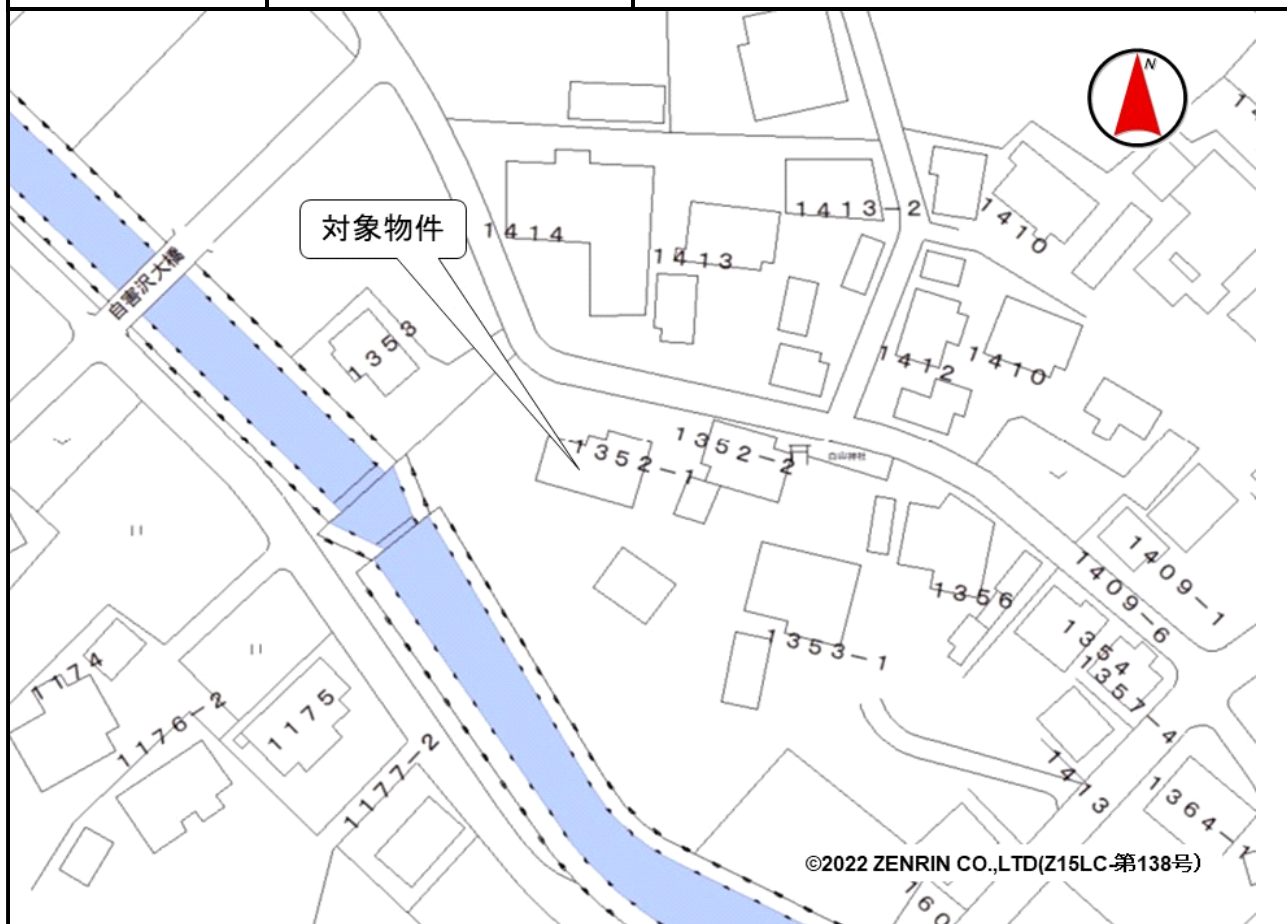
売却区分番号

1 5 8 7 - 1



売却区分番号

1587-1



売却区分番号

1 5 8 7 - 1

